

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成24年4月より

■ 後期高齢者支援金分保険料と介護保険料が変わりました！

● 後期高齢者支援金分保険料

全ての保険者
(0歳以上75歳未満)

3,000円 ← 2,700円
新 旧

● 介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

3,300円 ← 3,200円
新 旧

保険料のお知らせ

保険料の一部である後期高齢者支援金は、高齢者医療を支えるために法律で定められているものであり、全ての被保険者に納付の義務があります(他の保険者でも賦課されているものです)。また、その額は過去の医療費の実績に応じて変動します。

■ 保険料の計算

| | | | | | | |
|---------|---|--------|---|--------------|---|--------------------------|
| 国民健康保険料 | = | 医療分保険料 | + | 後期高齢者支援金分保険料 | + | 介護分保険料 (40歳以上65歳未満の方) |
|---------|---|--------|---|--------------|---|--------------------------|

■ 保険料の月額

| | | 月 額 | 内 訳 (医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護) |
|-------|---------|---------------|-----------------------------------|
| 甲種組合員 | 介護保険料あり | 22,300 | 16,000 + 3,000 + 3,300 |
| | 介護保険料なし | 19,000 | 16,000 + 3,000 |
| 乙種組合員 | 介護保険料あり | 13,300 | 7,000 + 3,000 + 3,300 |
| | 介護保険料なし | 10,000 | 7,000 + 3,000 |
| 勤 務 医 | 介護保険料あり | 15,800 | 9,500 + 3,000 + 3,300 |
| | 介護保険料なし | 12,500 | 9,500 + 3,000 |
| 甲乙種家族 | 介護保険料あり | 10,300 | 4,000 + 3,000 + 3,300 |
| | 介護保険料なし | 7,000 | 4,000 + 3,000 |

厚生年金の適用範囲が拡大されます(28年10月より)

1 週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満であるもの又は1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満であるもののうち、次の①から④までの要件に該当するものは、厚生年金保険の被保険者であるものとする。 (厚生年金保険法第12条関係)

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること。
- ③ 報酬(最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。)の月額が8万8千円以上であること。
- ④ 学生等でないこと。

※ 上記は、今後変更となる可能性があります。

交通事故は国保組合までご連絡を！！

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者から支払ってもらって、それでケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐには損害賠償をしてくれない、という場合などのときには、国保で治療を受けることができます。

しかし、その場合、国保からの給付はあくまでも一時の立て替えとして治療費を出すわけですから、国保を使う場合は必ず歯科医師国保組合へ届け出ることが必要です。



健康保険適用除外に該当する事業所は忘れずに手続きを！

健康保険適用除外とは？

法人組織(1人医療法人を含む)の事業所、および強制適用事業所(常時5人以上の従業員を抱えている診療所)は社会保険(健康保険並びに厚生年金)の強制加入となっておりますが、健康保険法第13条の2の第6項の規定に基づく適用除外の申請をされますと、従来どおり歯科医師国保組合の被保険者として継続できる制度です。

なお、厚生年金は適用除外の条項がないので、加入の義務があり、加入の手続きが遅れた場合、2年まで遡及される場合があります。当組合に於いても、監督官庁の検査が入り、適用除外事業所について指摘がっております。該当される事業所は必ず手続きをされますようお願いいたします。

★ 適用除外は随時必要です！

すでに適用除外をしている事業所で、新たに従業員さんを雇い入れる場合、その従業員さんについては随時適用除外の申請が必要となります。

★ パートさんの取り扱いについて

従業員の人数としてカウントするときパート、アルバイトさんについては人数に含める必要はありません。しかし重要なのは常勤とパート・アルバイトの区別です。この両者について賃金による区別はありませんが、労働時間について常勤の4分の3以上をこえるときはパート・アルバイトであっても常勤と同じ扱いを受けます。当組合に加入のパートさん、アルバイトさんについては各事業所において就業時間の管理に充分ご注意ください。

★ パート証明について

法人及び強制適用事業所においては、パート証明を提出していただくことしております。様式は組合にございますのでご連絡下さい。



パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

★ 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所へ

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所(旧社会保険事務所)に提出された事業主は必ず組合へご連絡下さい。

■ 適用除外申請の流れ

- ① 適用除外を受けようとする方について、別紙の申請書に記入・捺印する。
(正・副2枚とも)(印鑑は認めでも可)
- ② 歯科医師国保組合へ送付する(正・副2枚とも)。当組合で承認した後、再び先生へ郵送します。
- ③ 承認された(当組合の印鑑のある)申請書をもって、管轄の年金事務所で手続き。厚生年金加入に関する事務手続きについては、年金事務所にお問い合わせください。
<注>年金事務所では月に1回、新規加入者のための説明会が行われています。
- ④ 年金事務所の事務手続き終了後、年金事務所の承認印が押された適用除外の申請書(副)が先生の控えとして交付されますので、これを当組合までファックスもしくはコピーを郵送してください。



こんな時どうなる？

Q (健康診断補助申請について)県歯科医師会主催の健康診断ではなくて、別の医療機関で健康診断を受けました。補助の対象となりますか？

A 乙種組合員(スタッフさん)の方は、「労働安全衛生法」に基づく健康診断であれば、補助の対象となります。受診医療機関で「労働安全衛生法」に基づく健康診断を受診する旨を申し出てください。

※ 補助申請書は、熊本県歯科医師会ホームページの会員専用ページから、ダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/private/members/>

ユーザー名

パスワード

なお、ユーザー名・パスワードのご使用は、会員の先生のみということ厳守の上、外部への流出がございませんよう、管理については細心の注意をお願い致します。

お知らせ♪

セントレジャー城島高原パークのご案内

入園ご招待券が届いております。ご入用の方は国保組合までご連絡ください。
チケット有効期間 2012年10月1日(月)～2012年10月31日(水)

 該当の方は届出ください！

学業のため世帯を離れている学生の方は、国民健康保険法第116条該当届出により継続してご加入することができます。該当される方は組合までご連絡ください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市中央区坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>